

(政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会)

公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第四八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、長野県木曾郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするものである。

一、衆議院議員の選挙区に関する事項

長野県木曾郡山口村を廃止し、その区域を岐阜県中津川市の区域に編入する総務大臣の処分に係る区域については、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区は従前の区域によるものとする公職選挙法第十三条第三項本文及び第五項の規定は適用しないこととするにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、衆議院小選挙区については長野県第四区から岐阜県第五区へ、衆議院比例代表選挙区については北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ変更する。

二、この法律は、公布の日から施行するものとし、改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される衆議院議員の選挙について適用する。